

玉野市工事請負契約約款 請負代金内訳書の提出に係る改正の新旧対照表

次の箇所について、令和6年4月1日以降の契約締結分から適用します。

改 正 後	改 正 前
<p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 乙は、設計図書に基づいて工程表<u>及び請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、工事着手の時期までに甲に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p>3 工程表及び内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。</p>	<p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 乙は、設計図書に基づいて工程表<u>を作成し、工事着手の時期までに甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、甲がその必要を認めない場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 <u>乙は、甲が請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めたときは、請求があつてから14日以内に内訳書を甲に提出しなければならない。</u></p> <p>3 工程表及び内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。</p>